

# 科目別レッスン

第4回／全8回



理解しにくいテーマや頻出テーマについて、重要なポイントをわかりやすく動画で解説します。仕上げに過去問を解いて知識をしっかりと定着させましょう。



社会保険労務士  
**山川 靖樹**  
(山川社労士予備校)

## 労働保険徴収法／労働安全衛生法

### 【労働保険徴収法】

#### ●保険関係の一括

##### 学習のポイント

労働保険徴収法は事業単位で適用されるのが原則ですが、事務処理を効率的に行うため、一定の要件に該当する場合は、複数の事業をまとめて一つの保険関係として取り扱われます。これを「保険関係の一括」といい、「有期事業の一括」「請負事業の一括」「継続事業の一括」の3種類があります。

#### (1) 有期事業の一括

##### ①有期事業の一括要件（法7条）

###### 条文

2以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

- イ) 事業主が同一人であること
- ロ) それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という）であること
- ハ) それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること
- ニ) それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われること
- ホ) イ)～ニ)に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること

#### ポイントをチェック!

□「事業主が同一人」とは、事業の主体が同一人である必要があることから、次のような事

業は、原則として、一括できません。

- a) 「元請負人」として実施している事業と「下請負人」として実施している事業。
- b) 「法人」として実施している事業と法人の代表者が「個人」で請け負った事業。

「厚生労働省令で定める規模」の事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とされています。

- a) **概算保険料**の額に相当する額が**160万円未満**であること。
- b) **立木の伐採の事業**にあつては、**素材の見込生産量**が**1,000立方メートル未満**であり、**建設の事業**にあつては、**請負金額**（消費税等相当額を除く）が**1億8,000万円未満**であること。

「**全部又は一部と同時に**行われる」とは、2以上の事業が**時期的に多少なりとも重複して**行われる必要（**有期事業全体を通じての時間的な連続性**）があることを意味します。



\*このような事業全体を総称して「**一括有期事業**」という。

「厚生労働省令で定める要件」は、次のとおりです。

- a) それぞれの事業が、**労災保険**に係る保険関係が成立している事業のうち、**建設の事業**であり、又は**立木の伐採の事業**であること。
- b) それぞれの事業が、**事業の種類**（「**労災保険率表**」に掲げる事業の種類をいう）を同じくすること。
- c) それぞれの事業に係る**労働保険料の納付の事務**が一の事務所（「**一括事務所**」という）で取り扱われること。

## ②一括有期事業の事務（則6条3項）

### 条文

一括有期事業に係るこの省令の規定による事務については、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長を、それぞれ、**所轄都道府県労働局長**又は**所轄労働基準監督署長**とする。

### 💡 ちょっとアドバイス!

#### イ) 一括の効果

「有期事業の一括」は、**法律上当然に**、かつ、**強行的**に行われるため、適用のための特別な手続は不要です。なお、実務的には、次のように取り扱われます。